



生涯学習
マスコット
マナビ

生涯学習のまなび

まなび

響きあい
共に育つ
「人づくり」

生涯学習講座

町では、皆さんの生涯学習が充実したものとなるよう、各種生涯学習講座を開催しています。生涯学習講座として2年間学習したあとは講座ごとに自主サークルとして活動することをおすすめしており、これまで町が開催してきた「男の料理講座」「デジカメ講座」の二つの講座が、平成25年度より自主サークルとして活動することになりました。

4月の広報お知らせ版と一緒に「平成25年度版生涯学習情報ガイド」を配布します。「お洒落なランチタイム講座」「トータルビューティー講座」「心と体のリラクゼーション講座」を引き続き開催するほか、新しい講座も目白押しです。今年度も充実した講座となるよう計画していきますので、ぜひご参加ください。

平成24年度 講座の様子



◀お洒落なランチタイム講座



▲トータルビューティー講座
◀心と体のリラクゼーション講座



生涯学習サークル交流会を開催します

生涯学習活動に参加している方々の情報交換の場として、交流会を開催します。

内容 ● 春の院展（アトリオン）観賞 ほか

期日 ● 4月25日(休)

費用 ● 入場料として1,000円程度（昼食代は各自）

定員 ● 25名 ※定員になり次第、締め切ります。

問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課
社会教育班 ☎0187(84)4915

六郷、仙南出張所

土日祝日も夜7時まで 利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30~19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

4月の休業日は

1 8 15 22 30
月 月 月 月 火

六郷出張所
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904
☎ 0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915
☎ 0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所ではこのような 業務を行っています

右記の 証明書の 発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書
- 合併証明書

税や 使用料の 収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

次の届出は出張所では 取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

国民年金からのお知らせ

平成25年度の国民年金保険料は 月額15,040円です

いろいろあります！国民年金保険料の納め方

■口座振替なら割引があり、お得です

月々の保険料の口座振替日は翌月末ですが、早割（当月末日振替）をお申し出いただくと、1カ月あたり50円、年間で600円の割引になります。

■納付書（現金）で納付

納付書は日本年金機構から送付されます。銀行、郵便局、農協、信用金庫、コンビニエンスストア等で納めることができます。

前納すると保険料が割引されてお得です。1年度分の前納は3,200円、6カ月分の前納は730円（年2回で1,460円）の割引になります。前納用の納付書は「納付案内書」に綴られています。

■クレジットカードで納付

事前に申し込みが必要です。申し込み後はクレジットカード会社が継続的に立替納付を行います。カードを提示し、直接納付する方法ではありません。

■電子納付

金融機関とインターネットバンキングの契約が必要になりますので、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

保険料の納付が困難な方には保険料免除制度があります。未納のままにせず、お早めに相談・手続きをお願いします。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)
大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2295

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料の特別徴収（年金から天引き） されているみなさんへ

平成25年度介護保険料の特別徴収が4月支給の年金から開始されます

■特別徴収とは…

年金の定期支払（年6回）の際、年金から介護保険料があらかじめ天引きされます。これを「特別徴収」といいます。平成25年度介護保険料の特別徴収を4月支給分の年金から開始します。4月・6月・8月を仮徴収、10月・12月・2月を本徴収といいます。

■仮徴収とは…

介護保険料は、住民税の課税状況などによってその年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決定するため、介護保険料の年額の確定は7月になります。そのため、7月に保険料が決まるまでの間は確定保険料での徴収ができません。前年度の年額をもとにした仮の保険料での徴収となり、このことを仮徴収といいます。4月は2月と同じ額が天引きされます。

4月から新規に天引きが始まる方と6月以降の天引き額が変更になる方には、4月10日頃より通知を郵送します。天引き額が変わらない方と年金から天引きされていない方には7月にお知らせします。

大曲仙北広域市町村圏組合では、ホームページ「OS介護ネット」を通じて、介護保険の情報を公開しています。ぜひご覧ください。

<http://www.oskaigonet.or.jp/>

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911
美郷町役場 福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907